

公益財団法人北海道YMCA 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、一人一人が能力を発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 期間 2020年4月1日～2022年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：育児休暇の取得を推進する。

対 策：2020年4月1日～ 職員への周知と管理職に対する適正な運用と取得促進に向けた対応に関する研修の実施

2021年4月1日～ 対象職員への説明、相談体制の充実

目標2：所定外労働の削減と有給休暇取促進

対 策：2020年4月1日～ 1ヶ月の変形労働時間制によるシフト作成により残業の発生を抑制する。

2021年4月1日～ 計画的な有給休暇取得